

規約改定（案）について

昨年１１月２１日の県・市町村協働政策会議を踏まえ、秋田県建設部下水道マネジメント推進課を新たにアドバイザーに加えるため、規約を一部改定し協議会後の施行を提案する。

（新）	（旧）
<p style="text-align: center;">秋田地域県管理河川減災対策協議会規約（案）</p> <p>（名称）</p> <p>第１条 本会の名称は、「秋田地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。</p> <p>なお、本協議会は水防法（昭和 24 年法律第 193 号・平成 29 年改正）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。</p> <p>（目的）</p> <p>第 2 条 本協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月台風 10 号等により甚大な被害が発生したことや、平成 30 年 7 月豪雨において、河川の氾濫や土砂災害が広域的かつ同時多発的に発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、秋田地域の県管理河川（別表 1）において、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水及び土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>（協議会の構成）</p>	<p style="text-align: center;">秋田地域県管理河川減災対策協議会規約（案）</p> <p>（名称）</p> <p>第 1 条 本会の名称は、「秋田地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。</p> <p>なお、本協議会は水防法（昭和 24 年法律第 193 号・平成 29 年改正）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。</p> <p>（目的）</p> <p>第 2 条 本協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月台風 10 号等により甚大な被害が発生したことや、平成 30 年 7 月豪雨において、河川の氾濫や土砂災害が広域的かつ同時多発的に発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、秋田地域の県管理河川（別表 1）において、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水及び土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>（協議会の構成）</p>

- 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。
 - 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県秋田地域振興局長がその職務を行う。
 - 4 座長に事故があるときは、秋田県秋田地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
 - 5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
 - 6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
 - 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
 - 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
 - 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。
 - 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県秋田地域振興局長がその職務を行う。
 - 4 座長に事故があるときは、秋田県秋田地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
 - 5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
 - 6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
 - 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
 - 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
 - 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害警戒区域等の情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動や土砂災害防止に関する活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、秋田県秋田地域振興局建設部に置く。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害警戒区域等の情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動や土砂災害防止に関する活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、秋田県秋田地域振興局建設部に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き
その他運営に関し必要な事項については協議会で定める
ものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月1日から施行する
平成30年2月19日改定
令和元年6月27日改定
令和2年〇月〇日改定

別表1

秋田地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧表

対 象 河 川
馬場目川、太平川、旭川、草生津川、猿田川、新城川、岩見川、その他秋田地域における指定区間内の一級河川及び二級河川

別表2

秋田地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機 関 名	代 表 者
秋田市	市 長
男鹿市	市 長
潟上市	市 長
五城目町	町 長
八郎潟町	町 長
井川町	町 長
大潟村	村 長
秋田地方气象台	台 長
秋田県秋田地域振興局	局 長

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き
その他運営に関し必要な事項については協議会で定める
ものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月1日から施行する
平成30年2月19日改定
令和元年6月27日改定

別表1

秋田地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧表

対 象 河 川
馬場目川、太平川、旭川、草生津川、猿田川、新城川、岩見川、その他秋田地域における指定区間内の一級河川及び二級河川

別表2

秋田地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機 関 名	代 表 者
秋田市	市 長
男鹿市	市 長
潟上市	市 長
五城目町	町 長
八郎潟町	町 長
井川町	町 長
大潟村	村 長
秋田地方气象台	台 長
秋田県秋田地域振興局	局 長

秋田県秋田地域振興局総務企画部	部 長
秋田県秋田地域振興局建設部	部 長

別表 3

秋田地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課
秋田県建設部下水道マネジメント推進課

別表 4

秋田地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 関 名	代 表 者
秋田市総務部防災安全対策課	課 長
男鹿市総務企画部総務課危機管理室	室 長
潟上市総務部総務課	課 長
五城目町住民生活課	課 長
八郎潟町町民課	課 長
井川町町民生活課	課 長
大潟村 役場 住民生活課	課 長
秋田地方气象台	防災管理官
秋田県秋田地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県秋田地域振興局建設部保全・環境課	課 長

秋田県秋田地域振興局総務企画部	部 長
秋田県秋田地域振興局建設部	部 長

別表 3

秋田地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

別表 4

秋田地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 関 名	代 表 者
秋田市総務部防災安全対策課	課 長
男鹿市総務企画部総務課危機管理室	室 長
潟上市総務部総務課	課 長
五城目町住民生活課	課 長
八郎潟町町民課	課 長
井川町町民課	課 長
大潟村役場住民生活課	課 長
秋田地方气象台	防災管理官
秋田県秋田地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県秋田地域振興局建設部保全・環境課	課 長

秋田地域県管理河川減災計画 取組方針（案）

令和2年〇月〇日

秋田地域県管理河川減災対策協議会

目次

1	はじめに	1
2	本協議会の構成員	2
3	秋田地域の概要	3
4	現状の取組状況	5
5	減災のための目標	10
6	概ね5年で実施する取組	11
7	フォローアップ	17

1 はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成 28 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

一級河川については上流や支川の県管理河川も含めて、国や沿川市町村等と協働で減災対策協議会を設立し、目標や取組方針を決定したところです。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の死者が出る被害が発生するなど中小河川における甚大な被害発生を受け、県管理河川においても「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全国の河川において取組を推進していくことが必要との考えから、平成 28 年 10 月に国土交通省水管理・国土保全局長通知により、県管理河川についても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」及び平成 29 年 6 月(平成 29 年 12 月修正)に公表された国土交通省『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画」に基づく取組を推進していくこととなりました。

これらを踏まえ、秋田県では河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、秋田地域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に「秋田地域県管理河川減災対策協議会」(以下、「本協議会」という。)を平成 29 年 6 月 1 日に設立しました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を作成し、共有することとします。

また、県内の一級河川、二級河川における水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災対策協議会や秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村とも情報共有していきます。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

2 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり。

参加機関	構成員
秋田市	市長
男鹿市	市長
潟上市	市長
五城目町	町長
八郎潟町	町長
井川町	町長
大潟村	村長
秋田地方気象台	台長
秋田県秋田地域振興局	局長
秋田県秋田地域振興局総務企画部	部長
秋田県秋田地域振興局建設部	部長

本協議会のアドバイザーは以下のとおり。

参加機関
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課
秋田県建設部下水道マネジメント推進課

本協議会の幹事会参加機関及び構成員は以下のとおり。

参加機関	構成員
秋田市総務部防災安全対策課	課長
男鹿市総務企画部総務課危機管理室	室長
潟上市総務部総務課	課長
五城目町住民生活課	課長
八郎潟町町民課	課長
井川町町民生活課	課長
大潟村住民生活課	課長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県秋田地域振興局総務企画部地域企画課	課長
秋田県秋田地域振興局建設部保全・環境課	課長

3 秋田地域の概要

本協議会では、秋田地域の県管理河川を対象として減災対策に取り組む。

秋田地域は、県央・西部に位置し、秋田市（平成 17 年 1 月に旧秋田市、河辺町、雄和町が合併）、男鹿市（平成 17 年 3 月に旧男鹿市、若美町が合併）、潟上市（平成 17 年 3 月に旧天王町、昭和町、飯田川町が合併）と南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の 3 市 3 町 1 村からなり、北部は三種町、東部は上小阿仁村、仙北市および北秋田市、南部は大仙市および由利本荘市、西部は日本海に接しています。総面積は、約 1,695km² と広大で、県全体の約 15% を占める。

秋田地域における県管理河川は、雄物川水系、馬場目川水系、賀茂川水系などの 4 水系、41 河川、管理延長約 386.466km であり、このうち水位周知河川は 7 河川、非水位周知河川は 34 河川である。

【秋田地域における県管理河川（水位周知河川）】（2水系7河川）

No	河川名	管理延長 (km)	No.	河川名	管理延長 (km)
1	雄物川水系旭川 ^{アサヒカワ}	21.796	6	雄物川水系岩見川 ^{イワミカワ}	39.382
2	雄物川水系太平川 ^{タイヘイカワ}	26.267	7	馬場目川水系馬場目川 ^{ババメカワ}	47.518
3	雄物川水系猿田川 ^{サルタガワ}	11.400	-	-	-
4	雄物川水系草生津川 ^{クソソヅガワ}	7.000	-	-	-
5	雄物川水系新城川 ^{シンジョウガワ}	19.100	-	-	-

【秋田地域における県管理河川（非水位周知河川）】（4水系34河川）

No	河川名	管理延長 (km)	No.	河川名	管理延長 (km)
1	雄物川水系旧雄物川 ^{キユウオモノガワ}	9.000	21	馬場目川水系豊川 ^{トヨカワ}	13.100
2	雄物川水系砥沢 ^{トザワ}	1.350	22	馬場目川水系井川 ^{イカワ}	11.500
3	雄物川水系寺沢川 ^{テラサワガワ}	1.400	23	馬場目川水系赤沢川 ^{アカザワガワ}	3.900
4	雄物川水系八田川 ^{ハツタガワ}	7.770	24	馬場目川水系富津内川 ^{フツナイガワ}	16.254
5	雄物川水系道川 ^{ミチカワ}	1.930	25	馬場目川水系内川 ^{ウチカワガワ}	6.800
6	雄物川水系地蔵川 ^{ジゾウガワ}	1.550	26	馬場目川水系滝ノ下川 ^{タキノシタガワ}	4.700
7	雄物川水系焚字川 ^{ボンジガワ}	8.100	27	馬場目川水系高干川 ^{タカチガワ}	2.200
8	雄物川水系神内川 ^{ジンナイガワ}	6.200	28	賀茂川水系賀茂川 ^{カモガワ}	4.502
9	雄物川水系三内川 ^{サンナイガワ}	13.500	29	賀茂川水系浦ノ沢川 ^{ウラノサワガワ}	2.046
10	雄物川水系岩見杉沢川 ^{イワミスギサワガワ}	5.100	30	賀茂川水系仏供田川 ^{ブツクデングワ}	0.984
11	雄物川水系岩見小又川 ^{イワミコまたガワ}	3.600	31	その他水系鮭川 ^{シビカワガワ}	2.480
12	雄物川水系安養寺川 ^{アンヨウジガワ}	7.600	32	その他水系滝川 ^{タキカワ}	7.400
13	雄物川水系小友沢川 ^{オトモザワガワ}	1.000	33	その他水系比詰川 ^{ヒジメガワ}	3.400
14	雄物川水系平尾鳥川 ^{ヒラオドリガワ}	7.790	34	その他水系下浜鮎川 ^{シモハマアユカワ}	7.500
15	雄物川水系新波川 ^{アラワガワ}	6.500	-	-	-
16	雄物川水系繫川 ^{ツナギガワ}	2.500	-	-	-
17	雄物川水系神ヶ村川 ^{ジンガムラガワ}	3.250	-	-	-
18	馬場目川水系小深見川 ^{コフカミガワ}	2.700	-	-	-
19	馬場目川水系西部承水路 ^{セイブシヨウスイロ}	23.177	-	-	-
20	馬場目川水系馬踏川 ^{バフミガワ}	13.220	-	-	-

水位周知河川（2水系7河川）、非水位周知河川（4水系34河川）、計4水系41河川

4 現状での取組み状況

秋田地域における減災対策について、現状と課題を抽出した。結果は以下のとおり。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○ と 課題●
洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○県では、計画規模の洪水浸水想定区域図を策定し、県HP等で公表している。 ○最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図を順次作成することとしている。 ●想定最大規模降雨の浸水想定区域図については、ハザードマップを作成する自治体と作成の優先順位について協議する必要がある。・・・(1)
洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報指定河川として、太平川を指定し、県と秋田地方気象台が共同して水防管理者(秋田市)や関係機関へ洪水予報を発表・伝達するとともに、報道機関を通じて一般に周知している。 ○水位周知河川として、旭川ほか7河川を指定し、県が水防管理者(各市町村)及び関係機関へ水位情報を通知するとともに、報道機関を通じて一般に周知している。 ○県及び気象台は、自治体とのホットラインの試行運用を行い、ホットライン伝達体制構築を行っている。 ○各自治体では、避難勧告等の発令の際には、必要に応じて気象台、県等に助言を求めることとしているほか、避難情報の発令の参考情報として水位上昇に関する情報を求めている。 ●洪水予報や水位周知河川での氾濫危険水位等の防災情報の意味や情報を受けた場合の対応について、出す側、受ける側ともに理解を深め、確実に実施できる体制を整える必要がある。・・・(2) ●水位周知河川の指定数について、現状で十分ではないことが問題とされている。・・・(3) ●ホットラインの実効性を確保するため、試行運用の結果を踏まえた自治体との伝達体制の構築が必要である。・・・(4)
自治体における情報の収集と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○各自治体では、河川水位情報、今後の気象情報・予報等(気象庁防災情報システム)、県管理河川や土砂災害の危険性等(秋田県河川砂防情報システム)を情報収集している。 ○一部の自治体では、収集した情報は、避難情報発令の判断に活用している。 ○一部の自治体では、収集した気象情報等や水防団の活動状況は、ホワイトボードへの掲示や口頭での共有を図っている。 ●一部の自治体では、情報収集・共有に関する習熟や情報を分析する職員の増員と技術向上の必要や、気象庁の防災情報提供システムの使用法について習熟の必要が指摘されている。・・・(5)

注釈 ●後ろの() 数字は課題番号

項目	現状○ と 課題●
災害対応体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の自治体では、水害に特化した動員体制は無く、一般災害の体制を準用している。 ○一部の自治体では、体制に移行する動員基準は具体的雨量や水位で整理されておらず、防災担当課の判断で動員が行われている。 ○一部の自治体では、水害時の災害対策本部立ち上げ基準が未設定の場合がある。 ●自治体では、水害対応に関する職員の習熟の必要性や、水害の長期化や大規模化に対応できる体制づくりの必要性が指摘されている。・・・(6)
避難勧告等の発令基準と避難勧告等の発令状況	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報指定河川・水位周知河川では、水位等の情報に基づく定量的な避難勧告等の発令基準が設定されている。 ○一部の自治体では、洪水予報指定河川・水位周知河川以外の河川で、独自に避難勧告等の発令基準を定めている場合があるが、多くの自治体では定量的な基準は設定されていない。 ●水位周知河川以外の河川についても必要に応じて発令基準の策定が必要。・・・(7) ●避難勧告等の防災情報について、行政や住民が十分に理解しておく必要がある。・・・(8) ○一部の自治体では、何らかの避難情報発令経験があり、遅延なく情報提供を実施した経験がある。 ○一部の自治体では、短時間の大雨、急激な水位上昇を伴う昨今の水害状況に対応するために、避難情報の発令判断を素早く行う必要に迫られていると感じている。 ○一部の自治体では、避難情報発令に対して心理的な敷居の高さに強く感じており、空振りに伴う住民の危機意識が損なわれることや、被害が発生しなかった際の住民からの反感をその要因として指摘している。 ●一部の自治体では、避難勧告等の発令基準マニュアルの作成、更新の必要性や、又はマニュアルを作成して間もなく、その習熟の必要性が指摘されている。・・・(9) ●一部の自治体では、職員が防災気象情報に対して知識や経験をつまないと的確な避難勧告等発令に結びつかないとの課題が指摘されている。・・・(10) ●河川管理者、自治体、気象台等に加え様々な関係者による多様な防災行動を検討できる体制の構築が必要。・・・(11)
避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> ○各自治体では、作成したハザードマップに避難場所等が記載されている。 ○一部の自治体では、避難所の設置は状況によるが、基本的に夜間は避け、日中のうちに準備を進めている場合がある。 ○一部の自治体では避難所設置訓練を実施している場合がある。 ●自治体では避難場所の設置についてマニュアル作成の必要性が指摘されるとともに、想定最大規模の浸水想定区域図作成にあわせ、関係自治体において計画的にハザードマップを見直すことにより、想定最大規模の浸水想定に対応した避難場所等の見直し検討が必要。・・・(12)

注釈 ●後ろの（ ）数字は課題番号

項目	現状○ と 課題●
住民等への情報伝達の方法	<p>○秋田県防災ポータルサイトで避難や水防に役立つ雨量、河川水位情報等を提供している。</p> <p>○自治体では、避難情報の伝達は、防災行政無線、広報車、エリアメール、登録制メール、マスコミへの情報提供、防災ネットあきた、町内会長の呼びかけ等の様々な伝達手段を整備している。</p> <p>●避難勧告等重要な情報を住民へ確実に伝える必要がある。・・・(13)</p> <p>●インターネット等により情報提供しているが、情報の入手先が住民まで伝わっていない懸念がある。・・・(14)</p>
避難誘導體制	<p>○各自治体では、自主防災組織や消防団等と連携した避難誘導體制を地域防災計画等で定めている。</p> <p>●自治体では、実践的な避難誘導訓練の実施の必要性が指摘されている。・・・(15)</p>
平時からの住民等への啓発、防災教育・訓練	<p>○一部の自治体では、町内会や自主防災組織等の訓練や防災学習などに職員を派遣している。</p> <p>○一部の自治体では、要配慮者の避難を手助けするため、リヤカーを使用して訓練を実施しているほか、住民の防災意識の向上を図るため、防災に関する講習会を実施している。</p> <p>●一部の自治体では、学校等での防災教育や地域での防災学習会等の有効性が指摘されるとともに、実践的な訓練の必要性が指摘されており、更なる防災教育や訓練の充実が必要である。・・・(16)</p>
要配慮者利用施設への対応	<p>○県では、平成29年2～3月に、県内の要配慮者利用施設の管理者を対象に、水害・土砂災害時の避難に関する防災情報等についての理解を深める説明会を県内8会場で開催した。</p> <p>○一部の自治体では、要配慮者利用施設への情報伝達は、防災行政無線、戸別受信機、登録制メール、電話等で行っている。</p> <p>○現状では、要配慮者利用施設において避難確保計画は未作成の場合が多く、災害時の施設と自治体の責任分担についても未整理の状態である。</p> <p>●避難確保計画未作成の施設は、計画を作成し、その施設は、避難計画に基づく避難訓練を実施し、災害に備える必要がある。・・・(17)</p>

②円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	現状○ と 課題●
河川水位等に係る情報提供	<p>○国・県管理河川の水位観測所の情報及び気象庁・秋田県の雨量観測所の情報は、秋田県河川砂防情報システムで確認できるようになっている。また、希望する自治体の防災担当者へ、県管理河川の基準水位到達情報の携帯メール配信をしている。</p> <p>●大規模水害に備えて、水位計や雨量計の増設や配置見直しについて検討する必要がある。また、検討にあたり避難勧告等を担当する市町村と必要河川等について協議する必要がある。・・・(18)</p> <p>●水位上昇の早い中小河川では、水位情報のみに頼った判断では手遅れとなる恐れがあるが、これを補完する雨量情報等が十分に活用されていない。・・・(19)</p>

注釈 ●後ろの（ ）数字は課題番号

③水防に関する事項

項目	現状○ と 課題●
河川の巡視	<p>○県では、洪水時に重要水防箇所を中心に、必要に応じて河川巡視を行っている。</p> <p>○各自治体では、洪水時に重要水防箇所を中心に、必要に応じて水防団(消防団)等による河川巡視を行っている。</p> <p>○出水時に水防活動が的確に行われるよう水防団等と河川管理者で、河川巡視で得られた堤防や河川水位の状況など、合同巡視等により情報共有等を進めている。・・・(20)</p>
重要水防箇所の見直しや水防資機材の整備状況	<p>○水防上特に注意を要する区間を定め、重要度に応じて重要水防区域として秋田県水防計画書に記載するとともに県のHPで公表している。</p> <p>○国・県・市町村(水防管理団体)それぞれ水防倉庫を所有し、水防資機材の保有・管理するとともに、毎年出水期前に、資機材の点検を実施している。</p> <p>○重要水防区域等の水害リスクが高い箇所の現地状況について、河川管理者と市町村による合同巡視等により、共通認識を持っている。・・・(21)</p> <p>●各自治体では、水防資機材についての備蓄の数量の確認や資器材・倉庫の拡充の必要性が指摘されていることから、水防団等と河川管理者が連携して的確な水防活動を推進するため、倉庫の位置や資機材に係る情報を共有する必要がある。・・・(22)</p>
水防活動の実施体制の確保と水防技術の維持向上対策	<p>○各自治体では、水防団(消防団)員等不足や高齢化を踏まえ、団員の確保対策を実施している。</p> <p>●協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施する必要がある。・・・(23)</p>
水防訓練の実施	<p>○各自治体では、水防団等の技術力向上のため、水防訓練等を実施している。</p> <p>●多様な関係機関や住民参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容を検討し、調整して実施する必要がある。・・・(24)</p>
自治体庁舎や防災拠点等の耐水化等の対応	<p>○浸水の恐れがある施設のある自治体では、安全な庁舎の新設、施設の耐水化を実施している。</p> <p>●該当する自治体では、水害時の業務継続体制の整備の必要性が指摘されている。・・・(25)</p> <p>●今後の、想定最大規模の浸水想定区域図作成にあわせて、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を把握、共有する必要がある。・・・(26)</p>

注釈 ●後ろの() 数字は課題番号

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○ と 課題●
決壊までの時間を少しでも引伸ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	○治水安全度の緊急性や地元要望等を考慮して河川整備を推進している。 ●近年、激化する気象状況(ゲリラ豪雨や台風の大型化など)からも、流域の治水安全度は十分ではない。・・・(27)

注釈 ●後ろの() 数字は課題番号

5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおり。

【5 年間で達成すべき目標】

秋田地域の県管理河川は、山間部を流下する河川特有の流下型の氾濫と平野部における拡散型の氾濫といった河川特性を持ち、近年頻発している集中豪雨により急激な水位上昇を生ずる恐れがあり、迅速な防災行動を求められることが想定される。今後発生しうる大規模水害から人命を守るため、『**迅速かつ確実な避難を可能にする地域防災力の向上**』を目標とする。

※大規模水害： 想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

上記目標の達成に向け、秋田地域において、河川管理者が実施する河川改修等の洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の取組を実施することとする。

- ① 秋田地域における特徴を踏まえた避難に関する取組・地域防災力向上のための継続的な取組
- ② 氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防や流域対策の取組
- ③ 地域防災力向上のための継続的な取組

6 概ね5年で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取組む主な内容は次のとおり。

1) ハード対策の主な取組み

各構成員が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組み機関は以下のとおり。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
(1) 洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
・河川改修の継続実施	(27)	引き続き実施	秋田県
(2) 危機管理型ハード対策			
・河積確保	(27)	引き続き実施	秋田県
(3) 自治体庁舎や災害拠点病院等の自衛水防に関する取組			
・自治体庁舎や災害拠点病院等への自衛水防に関する取組	(26)	引き続き実施	秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
(4) 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組			
・水位計の配置の見直しや増設の検討	(18), (19)	引き続き実施	秋田県

2) ソフト対策の主な取組み

各構成員が実施するソフト対策のうち、主な取組み項目・目標時期・取組み機関は以下のとおり。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
(1) 情報伝達、避難計画等に関する取組み			
・秋田県と気象台による各自治体とのホットライン伝達体制の構築	(2), (4)	引き続き実施	秋田県 気象台 秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善	(2), (4), (11)	引き続き実施	秋田県 気象台 秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
・水位周知河川の追加指定や避難行動支援河川の指定の検討	(3), (7)	引き続き実施	秋田県
・雨量や水位、避難情報に係るリアルタイム情報の提供	(13), (14)	引き続き実施	秋田県 気象台 秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
<ul style="list-style-type: none"> 隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等 	(12), (15)	引き続き実施	秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の促進 	(17)	引き続き実施	秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの作成又は検証 	(2), (9)	引き続き実施	秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検 	(2), (8), (9), (10)	引き続き実施	秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
<ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画の作成または更新 	(6), (25)	引き続き実施	秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営マニュアルの作成又は更新 	(12)	引き続き実施	秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組み			
・最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図の公表	(1)	引き続き実施	秋田県
・新たな浸水想定に基づくハザードマップの作成	(1)	引き続き実施	秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
・水位周知河川以外の水害危険性、浸水実績の把握と周知	(2)	引き続き実施	秋田県 秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
・小中学校等における防災教育や地域における出前講座などを活用した説明会の実施	(8), (16)	引き続き実施	秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
・自治体職員の教育・訓練の実施	(5), (6), (8), (9), (10)	引き続き実施	秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
(3)水防体制の強化に関する取組			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害リスクの高い箇所の手合同巡視の実施 	(20), (21)	引き続き 実施	秋田県 秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防に関する広報の充実 	(23)	引き続き 実施	秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防訓練の充実 	(24)	引き続き 実施	秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防資機材等の充実 	(22)	引き続き 実施	秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団間での連携、協力に関する検討 	(24)	引き続き 実施	秋田県 秋田市 男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村

3) 取組の進め方

地域防災力向上のために、これらの取組を継続的に行うことで住民自らが災害や防災への興味・関心を高め、「自分の命は自分で守る」という主体的な姿勢を育み『災害から生き抜く力』を身に付け、さらには世代間の継承、災害に強い秋田地域の文化の形成を図るものとする。

7 フォローアップ

- 各機関の取組内容については、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要となる。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直します。また、実施した取組についても訓練等を通じて更なる習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行う。
- 今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針の見直しを図る。

【出典】

- ・第1回秋田地域県管理河川減災対策協議会資料（資料-4）
- ・地点別浸水シミュレーション検索システム（地点ナビ）
<http://suiboumap.gsi.go.jp/joken.html>
- ・第1回秋田地域県管理河川減災対策協議会資料
- ・河川コード台帳（河川コード表編）様式 2.1 水系別総括表（一級水系）雄物川水系
秋田県（国土交通省 東北地方整備局）
- ・河川コード台帳（河川コード表編）様式 2.2 水系別総括表（二級水系）秋田県
（国土交通省 東北地方整備局）